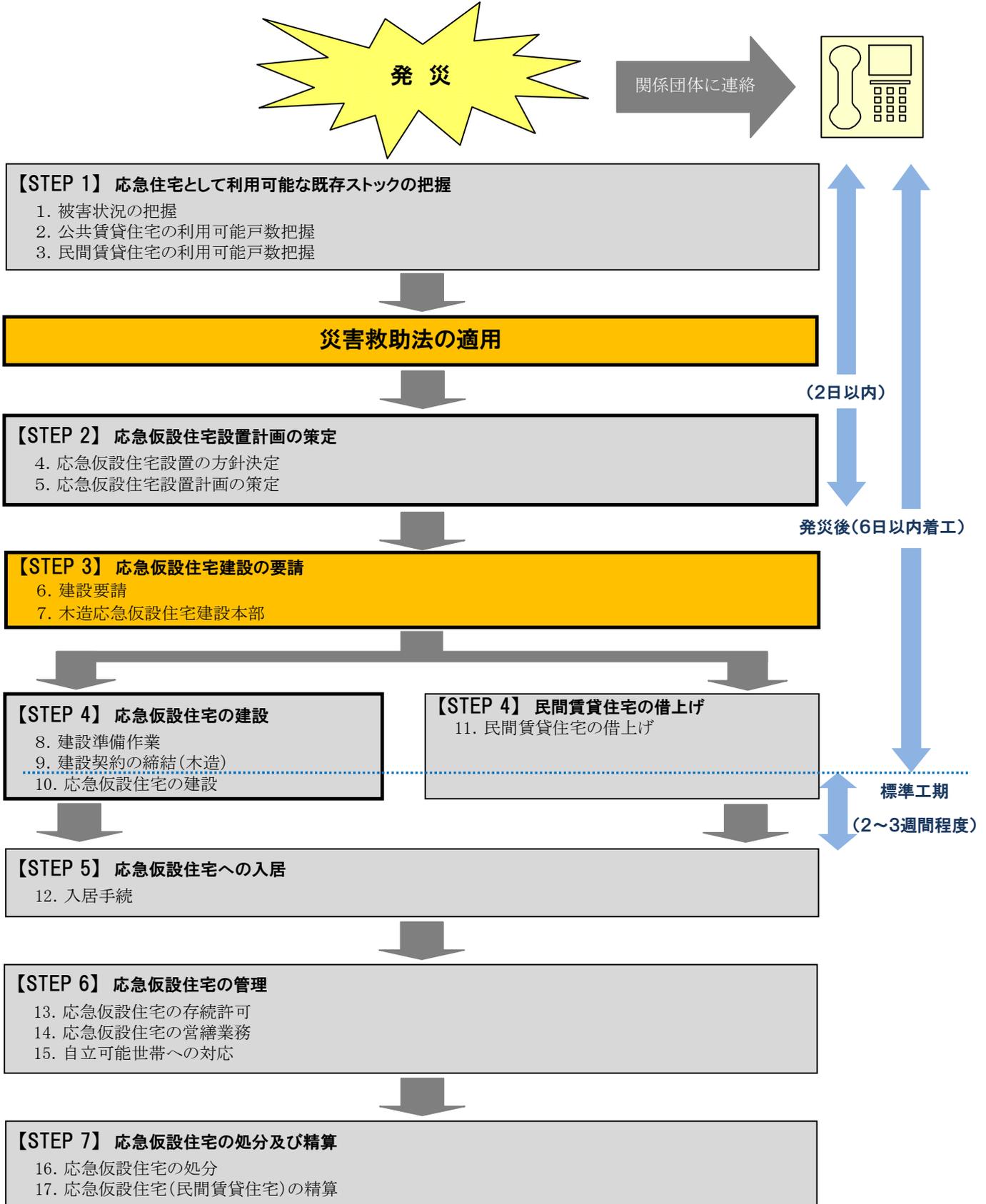


Ⅱ 災害の発生から建設までの流れ

大規模な災害が発生し、状況把握段階から災害救助法の適用、応急仮設住宅の建設までの全体的な流れは以下のとおりです。



【STEP 1】 応急仮設住宅として利用可能な既存ストックの把握

1 被害状況の把握

(1) 市町村は災害が発生した場合、迅速に管内の被害状況を把握し、危機管理情報ネットワークシステムにより県災害対策本部に報告します。【災害対策基本法第53条第1項】

※危機管理情報ネットワークシステム：災害時等において、県内の情報収集や市町村、消防局、国等との情報伝達を行うために使用される防災行政無線（衛星系・地上系）などの防災関連情報システム及びネットワーク

(2) 県（福祉保健課、住まいまちづくり課）は住宅の被害状況及び、災害救助法の適用等住宅の応急対策に必要な情報を随時把握します。

2 利用可能な公共賃貸住宅の戸数把握

(1) 県（住まいまちづくり課）は速やかに利用可能な県営住宅を把握するとともに、市町村、鳥取県住宅供給公社にそれぞれ、一時提供住宅として提供可能な公的住宅戸数を照会します。また、状況に応じて県市町村の職員住宅及び雇用促進住宅など国が所管する宿舍等についても関係機関に照会します。

(2) 各住宅事業主体は提供可能戸数を確認し、県（住まいまちづくり課）に報告します。

3 民間賃貸住宅の利用可能戸数把握

(1) 県（住まいまちづくり課）は宅建協会等に対して、県との協定に基づき民間賃貸住宅の空き家状況について照会します。

(2) 宅建協会等は県との協定に参加している会員に対して、利用可能な民間賃貸住宅についての報告を求めます。

(3) 宅建協会等は会員から報告があった民間賃貸住宅の空き家情報を取りまとめ、一時提供住宅リスト等により、県（住まいまちづくり課）に報告します。

（ポイント）

会計検査院は東日本大震災において、被災7県で建設された応急仮設住宅の建設費用が1戸当たり628万円だったのに対し、自治体が民間賃貸住宅を借り上げて提供する「みなし仮設」の費用が2年間で183万円で済むと指摘している。また、これに対し厚生労働省は、「検査院の検査結果を精査し、今後の対応を検討する」としている。

日本経済新聞 2月5日 火曜日

トップ 特集 コラム 読者アンケート 紙面運動 社説・巻頭 映像 安倍政権 航空員数

みなし仮設費、現金支給を 検査院が厚労省に改善要求

2012/02/05 12:28

保存 印刷 リプリント

大地震など災害時に、自治体が民間賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する「みなし仮設住宅」について、会計検査院は4日、家主と自治体が契約を結ぶ運用を改め、被災者に家賃などの入居費用を現金支給するよう、厚生労働省に検討を求めた。検査院は、みなし仮設の費用はプレハブ仮設住宅の建設費を大幅に下回ると試算。みなし仮設の活用で「被災者ができるだけ早く家を確保できるようにすべきだ」としている。

検査院は東日本大震災や福島第1原子力発電所事故で被災した岩手、宮城、福島など7県の仮設住宅について調べた。

このうち、みなし仮設は、厚労省が1947年に出した「被災者の救助は現物支給が原則」とする通知に基づき、各県が被災者に代わって家主と賃貸契約を結んだ。しかし大量の契約事務が生じたため手続きが遅れ、入居できるまで1カ月以上かかるケースもあった。

各県からも「記載ミスなどで契約書が県、家主、被災者の間を何往復もすることがあった」（宮城県）、「職員が物件の重要事項説明を受け、入居する本人に伝える二度手間があった」（福島県）など、煩雑な手続きを訴える声が続いた。

もともとは各県が確保した物件を被災者にあっせんすることが想定されているが、実際には92%の被災者が自分で見つけた物件に入居していた。

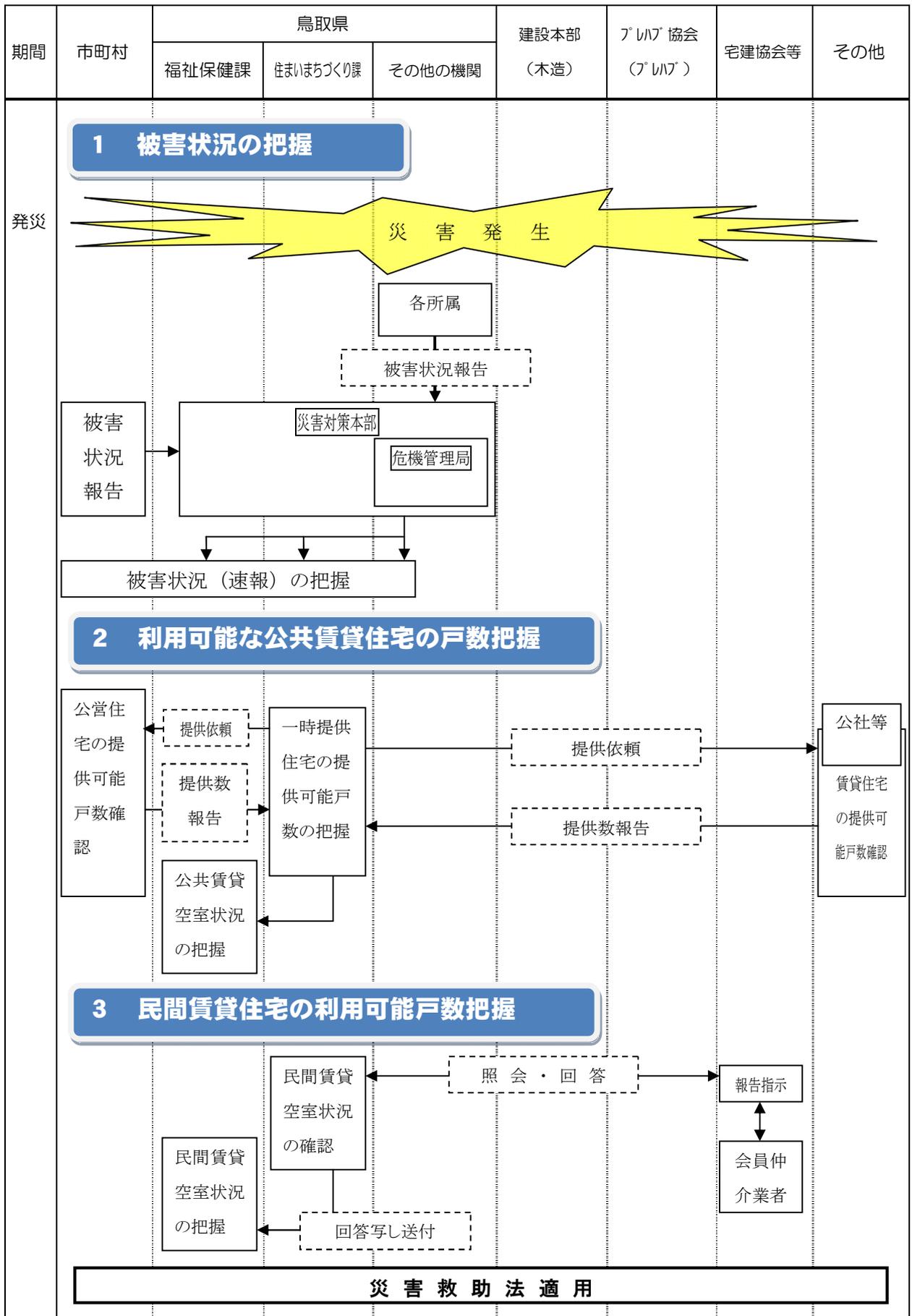
検査院は、目標とした約5万戸のプレハブ完成に半年かかった一方、みなし仮設は被災直後から入居が始まったことも踏まえ「みなし仮設にはコミュニティーの維持などの課題はあるが、避難所の早期解消に効果がある」と判断。

より迅速な入居を可能にするため「家賃を被災者に直接支給することも有力な選択肢の一つで、弾力的に運用すべきだ」として、「知事が必要と認める場合は被災者に金銭を支給できる」とする災害救助法の規定に立ち返って検討するよう、所管する厚労省に求めた。

検査院によると、7県で建設されたプレハブ仮設の建設費用は1戸当たり828万円だったのに対し、みなし仮設の費用は2年間で183万円で済む。国はプレハブ建設費の上限を1戸当たり238万円としているが、土地造成費や寒冷地仕様やバリアフリー化の追加費用がかさんだためだ。

仮設建設には昨年度末までに計約3323億円が使われており、今後、撤去費用もかかる。検査院は「みなし仮設は、費用低減の面でも効果がある」とみている。

これに対し厚労省は「検査院の検査結果を精査し、今後どのように対応するかを検討する」としている。今回の検査院の指摘が、被災者への現金支給を抑制してきた災害復旧のあり方を見直しにつながる可能性もある。



【STEP 2】 応急仮設住宅設置計画の策定

4 応急仮設住宅設置方針の決定

- (1) 災害救助法の適用を受け、県（危機管理政策課、福祉保健課及び住まいまちづくり課）は被災状況、利用可能な公共及び民間賃貸住宅戸数及び応急仮設住宅の供給能力等の情報をとりまとめて、応急仮設住宅設置の方針を協議します。

この場合に、応急仮設住宅として借上げする民間賃貸住宅及び早期に建設可能なプレハブ仮設住宅の戸数を把握した上で、木造仮設住宅の建設戸数を検討します。

なお、災害救助法の適用を受けて準備するのではなく、常に被災状況に沿って適用される可能性を踏まえ、的確な情報収集を行い法適用に備えた応急仮設住宅の建設準備を進めます。

- (2) 県（住まいまちづくり課）は災害救助法の適用を受けた場合又は適用される可能性が高い被災市町村（以下「被災市町村」という。）の応急仮設住宅担当窓口に、上記(1)の方針について協議します。
- (3) 県（住まいまちづくり課）は、市町村との協議の結果、応急仮設住宅の建設が必要と判断された場合には、災害対策本部へ報告を行います。
- (4) 応急仮設住宅の建設が必要と判断された場合、県（住まいまちづくり課）は建設関係団体又はプレハブ協会に応急仮設住宅を建設予定であることの連絡を行います。

建設関係団体は木造応急仮設住宅建設本部を設置し、応急仮設住宅の供給能力を県（住まいまちづくり課）に報告します。

プレハブ協会は会員施工業者の状況を把握し、応急仮設住宅の供給能力を県（住まいまちづくり課）に報告します。

【木造応急仮設住宅窓口】

建設関係団体（木造応急仮設住宅建設本部主幹事団体）

一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会（事務局）

〒680-0902 鳥取市秋里 1247

電話 0857(30)0278 FAX 0857(27)7363

一般社団法人鳥取県建設業協会

〒680-0022 鳥取市西町 2-310

電話 0857(24)2281 FAX 0857(24)2283

一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会

〒682-0722 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 602-7

電話 0858(47)5670 FAX 0858(47)5671

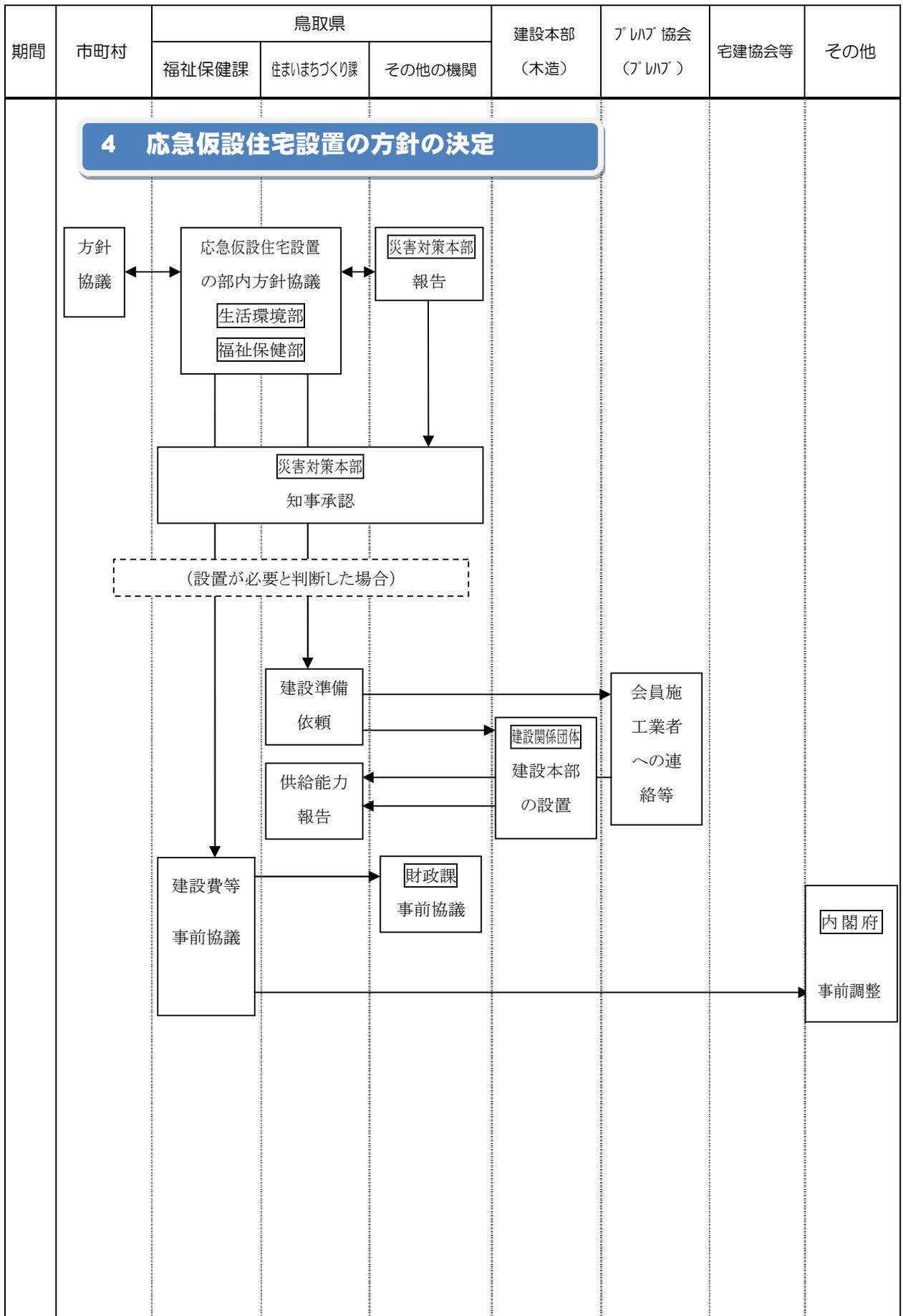
【プレハブ応急仮設住宅窓口】

一般社団法人プレハブ建築協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2丁目3番13号 M&Cビル5階

電話 03(5280)3121(代表)

FAX 03(5280)3127



5 応急仮設住宅設置計画の策定

- (1) 県（住まいまちづくり課）は被災市町村に、応急仮設住宅の必要戸数を照会します。
- (2) 被災市町村は被災戸数及び避難者、自治会長等への聞き取りなどに基づき、市町村が必要と考える戸数を県（住まいまちづくり課）に報告します。
- (3) 県（住まいまちづくり課）は市町村からの報告を基に、県下全域の応急仮設住宅の必要戸数を取りまとめます。
- (4) 県（住まいまちづくり課）は上記(3)の取りまとめ結果、応急仮設住宅建設可能地データベース、宅建協会等が提供する民間賃貸住宅の空き家情報などを基に、市町村別に建設戸数及び借上げ戸数を決定します。

なお、都市部については用地確保が難しいことが想定されることから、民間賃貸住宅の借上げを優先し、中山間地域についてはプレハブ又は木造仮設住宅の建設を優先します。
- (5) 建設用地の選定は「本編：Ⅲ 建設地選定基準（P35）」に基づき公共用地の利用を優先しますが、それでもなお必要戸数の確保が困難なときは民有地を利用することとします。
- (6) 県（住まいまちづくり課）は木造及びプレハブも含めた応急仮設住宅設置計画案（応急仮設住宅の供給戸数、内訳、建設本部及びプレハブ協会の供給能力や公営住宅の空き家状況等）を作成します。
- (7) 県（住まいまちづくり課）は応急仮設住宅設置計画案の内容について、危機管理政策課及び被災市町村の意見を聞き、必要に応じて案の内容を修正します。県（福祉保健課）はこれらの調整を経た応急仮設住宅設置計画案について、内閣府及び県財政課と調整します。これらの調整を経て、応急仮設住宅設置計画をまとめます。
- (8) 県（住まいまちづくり課）は応急仮設住宅設置計画について災害対策本部に報告し、承認を得ます。ここまで、被災後2日程度を目途とします。

